

国家戦略本部

# 第6分科会

(教育)

平成23年7月19日

自由民主党国家戦略本部

## 第6分科会

### はじめに

戦後のわが国の教育は、教育水準の向上を通じ経済社会の発展に貢献してきた。その中で、自由民主党は、左翼思想に支配された日本教職員組合が教育現場で強い力を行使することを防ぎつつ、正しい教育を求めて教育政策を展開してきた。そして、憲法と並んで戦後一度も改正されることのなかった教育基本法を、平成18年によりやく改正することが出来た。

一方、民主党は、政権を獲得して以降は、施政方針演説などでの教育への言及は少なく、教育に対する考え方は明確に示されていない。しかし、子ども手当に見られるように、「子どもは親が育てる」という日本人の常識を捨て去り「子どもは社会が育てる」という誤った考え方でマニフェストを作り、その予算化を進めている。又、民主党の支持母体である日本教職員組合の考え方に沿って様々な誤った教育政策を展開している。

教育は国家の最優先課題であり、責任政党たるためには、教育に関する将来ビジョンを明確に国民に示す必要がある。

国家戦略本部 第6分科会（教育）は、昨年11月の設置以降、「中長期の視点に立った抜本的教育改革」に論点を集約のうえ、11回にわたり、党所属国会議員との意見交換や、有識者、地方自治体、経済界などからのヒアリングを行い、このたび、議論の取りまとめを行った。

以下は、主として中長期の視点に立った抜本的教育改革についての、具体的な提言事項である。

なお、科学技術、文化、スポーツ等のあり方については、この提言では触れておらず、今後の検討課題とした。

## 基本的考え方

### —教育再生で 国、地域、個人の再生を実現—

現在の日本の閉塞状況を打破し、活力ある国や地域の再生と元気な個人を取り戻すためには、人材こそわが国の最も大切な資源との認識に立ち、危機的状況にある教育の再生を図ることが短期的にも、中長期的にも、わが国にとって最大の課題である。

現在の教育の危機的状態を具体的に例示すれば以下の通りである。即ち

- ① 家庭の教育力低下や過保護な親と無関心な親の存在
- ② 学校における悪平等・画一主義の蔓延による子どもの個性、伸びる力の抑圧
- ③ いじめ、不登校、学級崩壊、青少年犯罪の続発
- ④ 子どもの権利を重視するあまり「公」を軽視する傾向
- ⑤ グローバル化、情報化が進む中、旧態依然たる教育システムの継続、

これらの諸問題は、永きにわたり各方面から指摘されてきたが、遅々として改革が進んでいない。

自由民主党は、これまでの日本の教育政策のあり方を深刻に反省しつつ、以下の四点を教育再生の基本的考えにおいて、今後の改革を進めていく。

- 平成18年改正した新教育基本法と平成22年自民党綱領をベースに、3月11日の大震災で全国民が再確認した家族・家庭の重視、良き伝統、文化、道徳を大切にする教育を実現（資料①参照）
- 戦後の日本教育のあり方を根本的に反省し、行きすぎた平等（悪平等、即ち機会の平等ではなく結果の平等を追求）の是正、小学校から大学まで、外部に対して極端に閉鎖的な体制の改革
- ゆとり教育の悪しき側面を反省し、基礎学力をしっかりと育成
- わが国の特質である「和と絆」を大切にしつつ、グローバル化時代に対応した教育を展開

## 1. 教育を国家の最優先政策と位置づけ

(1) 「自助自立する国民」「家族、地域社会、国への帰属意識を持つ国民」「良き歴史、伝統、文化を大切にする国民」「自ら考え、判断し、意欲にあふれる国民」を育成することを、教育の目標とする。

### (2) 教育投資の飛躍的拡大

教育の重要性は認識しつつも、基本的に児童・学生数の減少を反映して、現実の教育予算は、減少の一途をたどってきた。公財政教育支出をOECD並みに引き上げることを目標にすべきである。(資料②参照)

### (3) 新・教育基本法の主旨に合致した教科書の検定と採択方法の改革

平成23年から採択が始まる教科書をみても、相変わらず自虐的な歴史観、自衛隊違憲、外国人参政権推進等が強調されている教科書が多く、新・教育基本法は骨抜きにされている。教科書検定をしっかりと行うとともに、教職員組合の意向に左右されてしまう現在の採択方法を改革すべきである。

### (4) 学校における式典等での国旗の掲揚、国歌の斉唱の義務化

国旗・国歌の意義を授業の中でしっかり理解させ、子どもが国旗への尊敬の心を持ち、国歌を実際に歌えるようにする。この為、都道府県の条例に委ねるのではなく、所要の法律を制定する。

### (5) 日本文化を理解、継承、発展させる教育

中学校で武道が必修化されたが、小中高すべての段階で、珠算、書道、邦楽、生け花、茶道、和装などの教育が行えるようにする。

## 2. 家族の絆を大切にする家庭教育と幼児教育の充実

- (1) 子どもの健全な発育にとって、乳幼児に対し親の愛情、スキンシップを最大限に注ぐことが大切である。そのため、父母ともに育児休業制度を十分に活用するとともに0歳児については、家庭で育てることを原則とし、家庭保育支援を強化する。

(資料③参照)

- (2) 1～2歳児は保育、3～5歳児は幼児教育とする

その為、幼稚園において、教育以外の時間の預かり保育体制を充実させる。また、保育所において、一定時間の幼児教育を明確に位置づけ体制を整備する。いずれの場合も国の予算をしっかりと確保し、特に幼児教育部分を無償化する。

- (3) 5歳児に対する幼児教育の義務教育化の検討

幼稚園、保育園での5歳児教育を義務教育とすべきかを検討し、その場合の小学校教育との接続を明確化する。

- (4) 家庭教育の支援体制強化

幼児教育の前提として、安定した家庭の存在が不可欠である。孤立しがちな若い親に対し、家庭教育を支援する施設をきめ細かく設置する等の支援体制を強化していく。また、親の再教育、意識改革を進めることに務める。

### 3. 基礎学力の向上と社会規範意識（公教育の再生）

- (1) 大学教育の到達目標を定め、それを達成するため高等学校、中学校、小学校の学習指導要領を改編する。

小学校から中、高といくら積み上げていっても、大学レベルに到達しない問題を解決し、併せて、大学(学問)のレベルアップの状況を小学校にまで反映できるようにする。

- (2) 教育委員会の活性化と権限の拡大

教育委員が名誉職化しており、教育委員会は事務局の提案の追認機関となっている。教科書の採択の決定権、校長と市町村教育委員会による人事権の拡大、教員免許更新の認定を大学ではなく教育委員会が能力・適性を判定させる等の権限を拡大させる。

- (3) 基礎学力の向上には、学生本人の意欲の向上と教員の資質向上が最も重要である。

社会人教員の採用、長期社会体験研修の義務化、免許更新の厳格化、特別免許状の発行の拡大等を行う。(資料④参照)

- (4) 過度な横ならび意識を打破し、「出る杭」を伸ばし育てることを可能とするために、中学校、高等学校での「留年」(原級留置)の適切な実施、飛び級の導入、高校1年から大学受験を可能にするシステムの導入。(資料⑤参照)

- (5) 小中一貫教育、中高一貫教育の拡大 (資料⑥参照)

現状はまだ低いレベルにとどまっているので、教育効果の高い一貫教育拡大に向けて、支援を強化する。

- (6) 高校卒業検定試験の導入

現在の大検は廃止し、高校卒業の一定のレベルを確保する為、新たに、全国統一の高校卒業検定試験を導入する。大学で、再び高校レベルの教育を行わなくても済むようにする。又、検定試験は、高校3年間の在籍を問わずに受験できるようにする。

- (7) 道徳教育の教科化、道徳教育の予算の拡充、ボランティア・奉仕活動の時間の拡大、心の教育の充実

## 4. 高等教育の質の向上

### (1) 教授会自治を打破し、経営と教育を分離

わが国高等教育の硬直性、排他性の根源となり、永らく問題が提起され続けている教授会自治、即ち、教授全員の決定がなければ学部、大学の意思決定が行えない慣行を廃止する。世界に開かれた大学に再生していく。また、大学教員の任期制を普及させる。

### (2) 研究重視型大学と教育重視型大学に機能分化させ大学、大学院の思い切った統廃合を推進

全ての大学が、同じスタイルで研究も教育も重視する、というフィクションをやめて、世界に伍して最先端を競う研究重視型大学と地域の人材育成に貢献する教育重視型大学に機能分化を図る。又、少子化、大学の質の低下、入学定員割れの現実を踏まえ、過剰となった大学の統廃合、飾りもののように存在する多くの大学院を整理、廃止する。

### (3) 大学（教養重視）と大学院（高度な専門性）の分離、独立

どの大学を卒業しても、客観的な試験等により、学部とは異なる大学院に入れるように、大学と大学院の分離を図る。

### (4) 入試は理系、文系の区別を廃止、卒業は厳格に出口管理、大学の卒業率（現在9割前後）を厳格化。転入学の容易化（資料⑦参照）

高校卒業時点で社会人としての進路を決めさせるのではなく、大学で深い教養を身に付ける中から、自らの進路（就職、大学院進学等）を決めることを可能にする。同時に、入学即卒業、とにかく卒業単位を容易に取らせて大学を送り出すシステムを変え、大学こそ厳しい勉学の場としていく。さらに、他の大学に移ることを容易にする単位の互換性を積極的に認める仕組みを導入する。

### (5) 留学生受け入れ、海外留学30万人計画の完全実行（資料⑧参照）

グローバル化に対応し、やる気のある学生を育てるため、最近、停滞している留学生の受け入れ30万人計画を更に進めると共に、海外に留学することも積極的に支援する。小学校から「話せる英語」を英語教育の目的とし、英語教育の飛躍的充実を図る。

### (6) 職業教育の充実

わが国の良き伝統である「勤労を重んじる態度」を初等教育の段階から重視すると共に、高等教育における産学連携の強化、専修学校的一条校化を含む専門学校教育の充実、高等専門学校の充実等、職業教育機関の強化。

## 資料①

### 新教育基本法

#### (教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

#### (教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

### 自由民主党 平成22年（2010年）綱領

#### 三、我が党は誇りと活力ある日本像を目指す

- ① 家族、地域社会、国への帰属意識を持ち、自立し、共助する国民
- ② 美しい自然、温かい人間関係、「和と絆」の暮らし
- ③ 合意形成を怠らぬ民主制で意思決定される国と自治体
- ④ 努力するものが報われ、努力する機会と能力に恵まれぬものを皆で支える社会。  
その条件整備に力を注ぐ政府
- ⑤ 全ての人に公正な政策を実行する政府。次世代の意思決定を損なわぬよう、国債残高の減額に努める
- ⑥ 世界平和への義務を果たし、人類共通の価値に貢献する有徳の日本



資料②

公財政教育支出の対GDP比（2007年）

（出典：「図表で見る教育 OECDインディケータ（2010年版）」。以下同）

(%)	全教育段階	初等中等教育段階	高等教育段階
日本	3.3	2.5	0.5
アメリカ合衆国	5.0	3.7	1.0
イギリス	5.2	4.1	0.7
フランス	5.5	3.7	1.2
ドイツ	4.0	2.6	0.9
OECD平均	4.8	3.3	1.0

一般政府総支出における公財政教育支出の割合（2007年）

(%)	
日本	9.4
アメリカ合衆国	14.1
イギリス	11.7
フランス	10.7
ドイツ	10.3
OECD平均	13.3

※ 本指標における公財政教育支出とは、国及び地方政府が教育機関に対して支出した学校教育費及び教育行政費、及び学生への奨学金である

資料③

保育所における0～3歳児に対する公費負担額等（平成22年度）

（出典：「平成23年度 予算委員会提出資料」厚生労働省）

	公費負担額 (年額)	1世帯当たりの公費負担額 (月額)
0歳児	2,402.9億円	16.8万円
1～2歳児	5,496.2億円	8.1万円
3歳児	1,132.8億円	3.5万円

## 資料④

特別免許状制度について（出典：「国家戦略本部 第6分科会提出資料」文部科学省）

### 制度の目的・概要

教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与権者（都道府県教育委員会）の行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与する「教諭」の免許状（昭和63年に創設）。授与件数は延べ290件

### 件数の推移

年度	件数	年度	件数	年度	件数	年度	件数
平成元年度	14	平成7年度	0	平成13年度	4	平成19年度	69
平成2年度	2	平成8年度	1	平成14年度	6	平成20年度	56
平成3年度	2	平成9年度	5	平成15年度	47	平成21年度	67
平成4年度	3	平成10年度	1	平成16年度	49		
平成5年度	2	平成11年度	0	平成17年度	35		
平成6年度	12	平成12年度	1	平成18年度	37		

## 資料⑤

平成22年度入試における飛び入学による実績のある大学

(出典：「国家戦略本部 第6分科会提出資料」文部科学省)

### 制度の目的・概要

「飛び入学」とは、特定の分野について特に優れた資質を有する学生が高等学校を卒業しなくても大学に入学することができる制度。大学への飛び入学であれば、高等学校に2年以上在学した者等で、大学が定める分野で特に優れた資質を有する者が飛び入学することができる。

ただし、飛び入学生を受け入れる場合、大学も、「大学院が置かれ、かつ、教育研究上の実績及び指導体制を有すること」、「特に優れた資質の認定に当たって、高等学校の校長の推薦を求めるなど、制度の適切な運用を工夫していること」、「自己点検・評価の実施及びその結果の公表を行うこと」の要件を満たしている必要がある。

大学名	実施学部	制度導入年度
千葉大学（国立）	文学部・理学部・工学部	平成10年度
名城大学（私立）	理工学部	平成13年度
昭和女子大学（私立）	人間文化学部・人間社会学部・生活科学部	平成17年度
成城大学（私立）	文芸学部	平成17年度
エリザベト音楽大学（私立）	音楽学部	平成17年度
会津大学（公立）	コンピュータ理工学部	平成18年度

※ 実際に受け入れるかどうかは年度によって異なる。

**資料⑥**

公立学校における、「小中一貫教育」・「中高一貫教育」の実施校数の推移、及び割合  
 (出典：「国家戦略本部 第6分科会提出資料」文部科学省)

年 度	中高一貫教育校数	年 度	中高一貫教育校数
平成11年度	3	平成17年度	120
平成12年度	6	平成18年度	132
平成13年度	33	平成19年度	149
平成14年度	50	平成20年度	158
平成15年度	80	平成21年度	168
平成16年度	107	平成22年度	176

平成22年度における公立の高等学校数（全日制・定時制）に占める中高一貫教育校数の割合は、

中高一貫教育校： 176校（4.7%）  
 高等学校数：3,780校

小中一貫教育校については、中高一貫教育校のように制度化されているものではないため、学校数を計上することはできない

**資料⑦**

大学の入学者数及び卒業生数（文部科学省「学校基本調査」を基に作成）

入学者数		卒業生数		卒業率
平成17年度	603,760	平成20年度	555,690	92.0%
平成18年度	603,054	平成21年度	559,539	92.7%
平成19年度	613,613	平成22年度	541,428	88.2%

### 資料⑧

外国人留学生数の推移（出典：「国家戦略本部 第6分科会提出資料」文部科学省。以下同）

年	留学生数
平成12年（2000年）	64,011
平成17年（2005年）	121,812
平成20年（2008年）	123,829
平成22年（2010年）	141,774

※「留学生30万人計画」（骨子）が策定された平成20年7月頃は、留学生数は12万人程度で頭打ちであった。

外国人留学生の受入れの現状（平成22年5月1日現在）

国・地域名（上位3か国）	留学生数（うち短期留学生）	留学生数に占める割合
中国	86,173（3,605）	60.8%
韓国	20,202（2,012）	14.3%
台湾	5,297（715）	3.7%

※短期留学生とは、必ずしも我が国での学位取得を目的とせず、大学などにおける学習、異文化体験、語学の実地習得などを目的として、概ね1学年以内の教育を受けて単位を修得又は研究指導を受ける留学生をいう。

日本から海外への留学生数の推移

年	留学生数
平成10年（1998年）	64,284
平成16年（2004年）	82,945
平成20年（2008年）	66,833

※平成16年は、統計がある昭和58年からの最高数で、それ以降、減少に転じる。

日本人学生の主な留学先・留学生数（2008年）

国・地域（上位3か国）	留学生数	留学生数に占める割合
アメリカ合衆国	29,264	43.8%
中国	16,733	25.0%
イギリス	4,465	6.7%